

赤井川村宿泊税徴収の手引

(宿泊税事務取扱要領)



赤井川村

目 次

第1章 宿泊税について	4 ^{ペー} _ジ
1 宿泊税の目的と用途	4 ^{ペー} _ジ
2 宿泊税の徴収方法	6 ^{ペー} _ジ
3 宿泊税の徴収所管課	6 ^{ペー} _ジ
第2章 宿泊税の仕組み	7 ^{ペー} _ジ
1 課税客体・納税義務者	7 ^{ペー} _ジ
2 課税標準	8 ^{ペー} _ジ
3 宿泊料金	8 ^{ペー} _ジ
4 税率	10 ^{ペー} _ジ
5 課税免除	11 ^{ペー} _ジ
第3章 特別徴収義務者の登録等	13 ^{ペー} _ジ
1 特別徴収義務者の登録	13 ^{ペー} _ジ
2 登録事項の変更等	17 ^{ペー} _ジ
第4章 宿泊税の申告納入	18 ^{ペー} _ジ
1 申告納入	18 ^{ペー} _ジ
2 宿泊税納入申告書・宿泊税徴収原簿・宿泊税納入書の記入例	20 ^{ペー} _ジ
3 納入義務の免除・還付	23 ^{ペー} _ジ
4 更正の請求	23 ^{ペー} _ジ

第5章 適正な申告納入のために	24 ページ
1 納税管理人	24 ページ
2 帳簿等の記載・保存	24 ページ
3 調査	24 ページ
4 更正・決定	24 ページ
5 加算金	24 ページ
6 延滞金	25 ページ
7 審査請求	25 ページ
第6章 その他	26 ページ
1 領収書等への表示	26 ページ
2 特別徴収義務者徴収奨励金	26 ページ

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

(目的)

赤井川村の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充てるために赤井川村が導入した法定外目的税です。

(用途)

宿泊税によって得られた税収は、納めて頂いた皆様に還元出来るよう、観光振興及び観光インフラ整備に使用致します。

(具体的な施策)

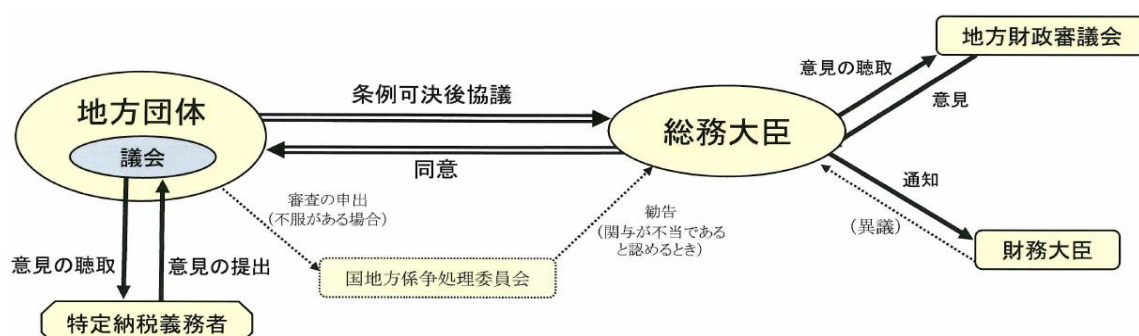
施 策	内 容
国際競争力の高いスキーリゾートの強化	スキーリゾートを強化することで、インバウンド集客率を高め、魅力ある赤井川村のリピーターとなる事業を展開する。
旅行者等の安全確保	台風・大雨及び地震が発生した際にも旅行者等への避難・救助及び支援を実施すべくソフト面・ハード面において対応できるよう対策を講じる。
特産品支援事業補助金	赤井川村の地域経済活性化を図るため、村内事業者が行う赤井川村で生産された農林畜産・水産品を使用した商品及び赤井川村に由来又は起因するものの商品を村内事業者が製造し、又は販売するために必要な取組に対し支援する。
アドベンチャーツーリズムの推進	赤井川村の自然を通じたアドベンチャーツーリズムやアウトドアアクティビティを推進し観光旅行者の満足度向上・安全安心して楽しめる環境整備を図る。
外国人観光客対応事業費	外国語標記の道路標識等の設備・パンフレット等を配備し、年々増加する外国人観光客に対しサービスの向上を図る。
地域一体型公共交通バスの運営	「村バス」は、JR駅がある近隣町から赤井川村市街地及び道の駅等の施設地域をとおり大型リゾート施設まで運行している。インバウンド観光客利用向上・観光客が安全安心して赤井川村にある観光施設が利用できるよう、地域一体型公共交通バス(役場、タクシー会社、スクールバス、リゾート会社バスといった村内の輸送資源をフル活用した持続可能な公共交通バス)の運営事業を実施する。

(法定外目的税)

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」といいます。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設されました。

(法定外税新設等の手続)

地方団体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方団体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。また、財務大臣に通知を行い、異議がある場合は、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認める時は、総務大臣に対して勧告を行います。



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

(特定納税義務者)

特定納税義務者とは、当該納税義務者に対して課すべき法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の合計の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者です。

- (1) 条例施行後5年間の当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の合計の1/10を超える見込みがあること
- (2) 当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

2 宿泊税の徴収方法

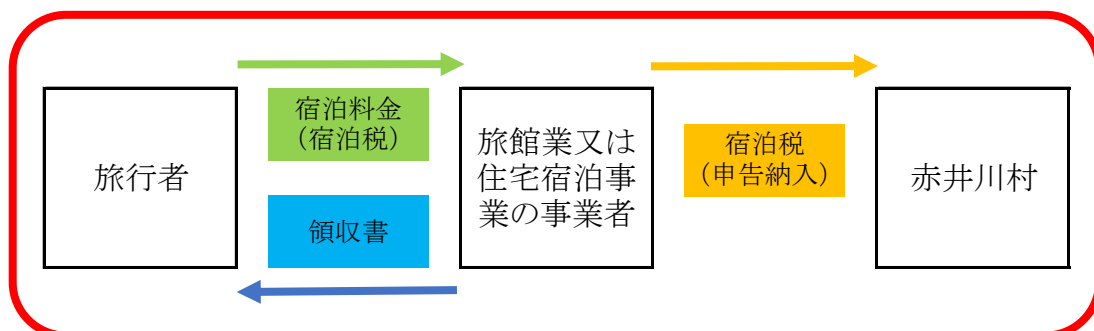
(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、赤井川村内に所在する、旅館業法に定める旅館業を営む施設(同法に規定する下宿営業を除く。)及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設(以下、本書において「宿泊施設」という。)の宿泊者ですが、赤井川村が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、赤井川村へ申告納入していただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額未払であっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入する義務があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む方です。ただし、実際にその施設の経営に責任を有している方(全面的に経営を委託している場合など)が別にいる場合には、その別の方が特別徴収義務者となることがありますので、担当までご相談ください。



特別徴収義務者には、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等の義務が課されます。

- | | |
|---------------|------|
| 1. 特別徴収義務者の登録 | P.13 |
| 2. 宿泊税の申告納入 | P.18 |
| 3. 帳簿等の記載・保存 | P.24 |

3 宿泊税の徴収所管課

宿泊税の申告及び賦課徴収に係る事務については、住民課税務係で行います。

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2
赤井川村役場 住民課 税務係
TEL 0136-48-6278

第2章 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、宿泊税条例施行日(2025年11月1日)以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

(宿泊)

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうか判断します。

1. 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当するか
2. 日をまたぐ就寝を伴う行為であるか
3. 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか

(旅館業法の許可が必要な宿泊)

次の4項目すべて該当するものです。

1. 宿泊料を徴収している(名称は問わない)
2. 社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている)
3. 継続反復性がある(宿泊募集を継続的に行っている)
4. 生活の本拠でない(使用期間が1ヶ月未満、又は1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

事例

①	到着が遅れ、実際にチェックインした日がチェックイン予定日の翌日になるなど、午前零時を超えてチェックインし、当該契約に基づき宿泊料が徴収された場合
	「課税対象」
②	到着が遅れ、実際にチェックインした日がチェックイン予定日の翌日になるなど、午前零時を超えてチェックインし、宿泊施設が宿泊料を徴しない場合
	「課税対象外」
③	宿泊をキャンセルした場合
	宿泊行為にならないため、「課税対象外」

④	寝具にて仮眠及び睡眠をした日帰り利用の場合
	日をまたがないため、「課税対象外」
⑤	6時間以上の利用かつ日をまたぐ場合
	実質的に宿泊であるとみなし、「課税対象」
⑥	無料で宿泊する場合
	宿泊料金を徴収していないため、「課税対象外」

(宿泊者)

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいい、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が宿泊者となります。

2 課税標準

課税標準は、赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊数(一人一泊)

3 宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して、その対価又は負担として支払うべき金額から、次表の右欄(宿泊料金に含まれないもの)に掲げる額を除いた金額です。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
○宿泊の利用行為に係る対価又は負担として請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代及びサービス料、奉仕料等 ○宿泊施設が旅行業者に払う手数料等に相当する金額	●宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額 ●会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ●消費税、地方消費税、入湯税等の税(国税・地方税)

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
	●自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金額等 ●宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 ●旅行業者が宿泊者からとる手数料等に相当する金額

【宿泊料金に関する Q&A】

	設定ごとの宿泊料金	適用
①	食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金	○食事、宴会等が宿泊に付随されて提供される場合は、食事料金等に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。 ○無料で食事等が提供される場合には、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
②	企画旅行・手配旅行における宿泊料金	○企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。 ○手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。
③	割引・優待等があった場合における宿泊料金	○一般・会員割引、株主優待等による宿泊など、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。 ○旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。
④	補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合における宿泊料金	○補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。 ○補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

⑤	連泊割引における宿泊料金	○連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします ○連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後金額を宿泊料金とします。
⑥	延長等があった場合における宿泊料金	○宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めず、宿泊料金として徴している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます。
⑦	税込宿泊料金	○消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。
⑧	外貨建て取引による宿泊料金	○宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。(具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」(法人税基本通達)に準じて算定してください。)

4 税率

宿泊税の税率は、

- (1) 宿泊料金が20,000円未満である場合 200円
- (2) 宿泊料金が20,000円以上である場合 500円

5 課税免除

(1) 宿泊料金額による課税免除

宿泊料金(素泊まり税別料金)が1人1泊8,000円未満の宿泊者

(2) 修学旅行生等の課税免除

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

修学旅行生かどうかの判断は、学校から発行される修学旅行等であることの証明書により行ってください。なお、学校から発行された証明書は、宿泊施設において5年間保存してください。

課税免除の対象となる「その他学校行事」とは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。そのため、部活動やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊行為については、課税免除の対象とはなりません。

学校教育法第1条で規定する学校のうち、大学を除くものを対象としており、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校(専修学校、各種学校等)や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

○学校から提出していただく証明書の見本

年 月 日

赤井川村長 様

住 所

学校名

学校校長名

印

修学旅行等であることの証明書

下記の宿泊に関しては、赤井川村宿泊税条例第5条に規定する修学旅行その他学校行事に該当するものであることを証明します。

記

宿 泊 日	年 月 日～ 年 月 日
宿 泊 の 種 類	
宿 泊 施 設 名	
課税免除となる宿泊人数（※）	
備 考	

※ 課税免除となる宿泊人数には、修学旅行その他学校行事に参加している方及び引率の方が含まれています。引率の方とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

※ 学校教育法第1条で規定する学校のうち、大学を除くものであること。

第3章 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者の登録

旅館業法第3条第1項の営業許可、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要となります。なお、登録は営業許可を受けた施設単位ごとに行ってください。

○特別徴収義務者登録の申請期限

新たに宿泊施設の経営を始める場合	経営開始の5日前まで
宿泊税の徴収に便宜を有するものとして指定を受けた場合	指定を受けた日から10 日以内

○特別徴収義務者登録の申請書類

宿泊税特別徴収義務者登録申請書(別記様式第2号)
登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)原本
住民票(経営者が個人の場合)※ただし、申請書にマイナンバー記載があった場合を除く。
旅館業営業許可証(写)又は住宅宿泊事業法による届出で登録された事実が分かる書類(写)
宿泊契約書(写) ※宿泊約款等の写
宿泊料金を記載した書面(写) ※ホームページ等に掲載している宿泊料金の写

○赤井川村宿泊税条例第9条第2項に規定する宿泊税の徴収について便宜を有する者(実質的経営者)を特別徴収義務者に指定する場合は、上記に加えて以下の書類の写し等を添付してください。

実質的経営者である旨の申立書
許認可者と実質的経営者との間で締結した契約書等(写)
宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面(写)

※共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

宿泊税特別徴収義務者登録申請書の記載例

別記様式第2号（第5条関係）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

赤井川村長 様

赤井川村宿泊税条例「第10条第1項」「第10条第3項」の規定により、次のとおり特別徴収義務者としての「登録」「登録の変更」を申請します。

特別 徴収 義務 者	住 所	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあっては、 代表者の氏名	(個人番号及び法人番号) (印)			
	ホテル等の営業の許可等 を受けた者との関係				
ホ テ ル 営 業 の 許 可 等	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあっては、 代表者の氏名				
	※ 種 別		許可等番号		
施 設	所 在 地	電話			
	ふ り が な 名 称				
	概 要	床面積 m ²	地下 地上 階 階	客室数 室	収容人員 名
	営業開始予定年月日又は 経営開始年月日	年 月 日			
	営 業 の 休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日			
施 設 の 所 有 者	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあっては、 代表者の氏名	(個人番号及び法人番号) (印)			
共 同 事 業 者	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあっては、 代表者の氏名				
書 類 送 の 付 先	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふ り が な 代 表 者 の 氏 名				
備 考					

条例第10条第3項による変更申請の場合は、変更する箇所のみ記載してください。
種別については、「ホテル・旅館・簡易宿泊所・民泊」のいずれかを記載してください。

宿泊税特別徴収義務者登録申請書の記載事項

- 1 「提出年月日」欄
○申請書の提出年月日を記載してください。
- 2 「特別徴収義務者」欄
○特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
○特別徴収義務者が法人の場合は、代表者印を押印してください。
○ふりがな欄も必ず記載してください。
○特別徴収義務者と許認可名義人が異なる場合は、両者の関係を具体的に記載してください。
○法人番号は、必ず記載してください。ご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト(URL:<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>)」にてご確認ください。
- 3 「ホテル等の営業の許可等」欄
○旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。「種別」は、ホテル・旅館・簡易宿所・民泊の区分のいずれかを記載してください。
- 4 「施設」欄
○宿泊施設の所在地、電話番号、名称(営業許可を受けている名称)を記載してください。
○ふりがな欄も必ず記載してください。
○概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人員を記載してください。階層数で地下がある場合は、その旨記載してください。
○経営を開始した(開始する)年月日を記載してください。
○一定期間において、営業を休止する場合は休止する期間を記入してください。
- 5 「施設の所有者」欄
○施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。所有者が法人の場合には所在地、法人名及び代表者名を記載してください。
○施設の所有者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。
○ふりがな欄も必ず記載してください。
- 6 「共同事業者」欄
○この欄には特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
○記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。
- 7 「書類の送付先」欄
○申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の宛先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

特別徴収義務者登録後の手続きについて

- 宿泊税特別徴収義務者を赤井川村が登録した後、「① 宿泊税特別徴収義務者登録通知書、② 宿泊税特別徴収義務者証」を送付します。「② 宿泊税特別徴収義務者証」につきましては、フロント等の見やすい箇所に掲示してください。
- 万が一、「② 宿泊税特別徴収義務者証」を毀損・紛失した場合には、再発行の申請を行ってください。

① 宿泊税特別徴収義務者登録通知書

別記様式第3号（第5条関係）

指 定 番 号	宿泊税特別徴収義務者登録通知書	
	年 月 日	
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)	様 赤井川村長 印	
赤井川村宿泊税条例第10条第2項の規定により、次のとおり特別徴収義務者として登録しましたので、赤井川村宿泊税条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。		
宿 泊 施 設	所 在 地 名 称	
特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
備 考		

② 宿泊税特別徴収義務者証

別記様式第4号（第5条関係）

号

赤 井 川 村
宿泊税特別徴収義務者証
赤井川村宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。
宿泊施設名
宿泊施設所在地

2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項(代表者、施設名称、送付先等)に変更があった場合は、「宿泊税特別徴収義務者登録申請書(規則別記様式第2号)*1」を提出してください。

その際は、以下の書類を添付してください。

新規: 条例第 10 条第 1 項

変更: 条例第 10 条第 3 項(変更・休止／再開・廃止)

要件	登録区分	時期	添付書類
個人の特別徴収義務者の住所又は氏名等に変更があった場合	変更	変更があったとき	住民票
法人の代表者又は名称変更があった場合	変更	変更があったとき	登記事項証明書(履歴事項証明書)
宿泊施設の営業許可・特定認定内容、施設の所在地又は名称、施設所有者が変更になった場合	変更	変更があったとき	旅館業法等による変更届出書又は事実を確認できる書類等
その他変更			
営業譲渡又は相続(贈与)	変更(廃止) 新規	変更があったとき	
既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併	変更(廃止) 新規	変更があったとき	
分割等による新法人への業務移管	変更(廃止) 新規	変更があったとき	
個人事業者が法人組織へ変更した場合	変更(廃止) 新規	変更があったとき	
特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合	変更(廃止) 新規	変更があったとき	
宿泊施設の経営を 1 ヶ月以上休止しようとする場合	変更(休止)	休止しようとするとき	旅館業法等の規定による廃止(休止)又は「休止のお知らせ」
期間を定めずに休止していたときに、経営を再開しようとする場合	変更(再開)	再開しようとするとき	旅館業法等の規定による変更届出書又は「再開のお知らせ」
宿泊施設の経営を廃止した場合	変更(廃止)	廃止した日から 10 日以内	登記事項証明書(閉鎖事項全部証明書)又は旅館業法等の規定による廃止(休止)届

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則宿泊施設ごとに翌月の末日までに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」を村税務係に提出して、その税額を「宿泊税納入書」により納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が申告納入期限になります。

12月の申告納入期限は翌年1月6日(この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日)です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請により、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けますと、次表のとおり、3ヶ月分を取りまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限
3月分、4月分、5月分	6月末
6月分、7月分、8月分	9月末
9月分、10月分、11月分	12月末
12月分、1月分、2月分	3月末

○適用の要件(※下記の項目すべてを満たすこと。)

- ①申請書の提出の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ②対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ③対象期間において村税の徴収金を滞納していないこと。
- ④申請書を提出した月の12ヶ月前の月の初日までに、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っていること。
- ⑤特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- ⑥条例第11条第2項の規定で定める金額は、同項の規定の適用を受けようとして、第4項の申請書を提出した日の属する月の12月間の当該施設における、宿泊税の納入すべき合計額が360万円以下であること。

○申請方法

特例に適用を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに「宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書」を村税務係に提出してください。

一度適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続の取扱いとしますので、毎年度の申請は必要ありません。ただし、特例の適用を受けている宿泊施設において、経営者が変更となった場合については、意向を確認するため、改めて、「宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書」を提出してください。

○適用の取消し

申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、この特例の適用を取り消します。

○申告納入の合算申請

原則としてそれぞれの施設ごとに申告していただきますが、特別徴収義務者の事務の負担軽減の観点から、複数の宿泊施設を経営している場合、「宿泊税合算申告納入承認申請書」の提出により合算して申告納入することができます。

(3) 宿泊税納入申告書

「宿泊税納入申告書」には、宿泊のあった月における宿泊税に係る宿泊税額及び課税免除となった宿泊の総数を記入してください。

なお、「宿泊税納入申告書」の記入、提出に当たっては、以下に点について注意してください。

○村税務係の窓口提出してください。（郵送による提出も可能です。）

○申告すべき宿泊税額が0円の場合も提出をお願いします。

○申告納入期限の特例を適用されている場合、1枚の「宿泊税納入申告書」に3ヶ月分の申告内容を記入してください。

2 宿泊税納入申告書・宿泊税徴収原簿・宿泊税納入(納付)書の記入例

「納入申告書」

申請書の提出年月日を記入してください。

【指定番号欄】赤井川村から宿泊施設ごとに割り当てられる指定番号を記入してください。

【申請者欄】●宿泊施設を営む者の住所、氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を記入してください。●法人の場合は、代表者印を押印してください。

別記様式第5号（第6条関係）

宿泊税納入申告書

赤井川村長 様		指定番号	年 月 日
申告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
	電話		
	個人番号又は法人番号		
この申告に係る宿泊施設	所在地	名称	

【この申告に係る宿泊施設欄】●宿泊施設の所在地及び名称を記入してください。●納入申告書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を営んでおられる方は、その施設の数だけ納入申告書の作成をお願いします。

宿泊税の納入について、赤井川村宿泊税条例第11条第1項の規定により申告します。

年	月分	区分	A 宿泊数	B 税率	税額(A×B)
年	月分	宿泊料金	泊	—	—
		① 8千円未満	泊	—	—
		② 8千円以上2万円未満	泊	200円	④ 円
	月分	③ 2万円以上	泊	500円	円
		課税対象となる宿泊数(②+③)	泊	納入すべき	円
年	月分	課税免除①	泊	税額(④+⑤)	円
		区分	A 宿泊数	B 税率	税額(A×B)
		宿泊料金	泊	—	—
	月分	① 8千円未満	泊	—	—
		② 8千円以上2万円未満	泊	200円	④ 円
年	月分	③ 2万円以上	泊	500円	⑤ 円
		課税対象となる宿泊数(②+③)	泊	納入すべき	円
		課税免除①	泊	税額(④+⑤)	円
	月分	区分	A 宿泊数	B 税率	税額(A×B)
		宿泊料金	泊	—	—
年	月分	① 8千円未満	泊	—	—
		② 8千円以上2万円未満	泊	200円	④ 円
		③ 2万円以上	泊	500円	⑤ 円
	月分	課税対象となる宿泊数(②+③)	泊	納入すべき	円
		課税免除①	泊	税額(④+⑤)	円

【各月分申告欄】●宿泊行為の月ごとにお客さんが宿泊した総数を記入してください。

【各月分申告欄】●宿泊行為の月ごとで、尚且つ、区分ごとの「A」と「B」を乗じた額を記入してください。

注 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、赤井川村宿泊税条例第11条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。

※記入にあたっては、宿泊税徴収原簿より転記してください。

「宿泊税徴収原簿」参考

宿 泊 税 徴 収 原 簿

指定番号	
特別徴収義務者の氏名又は名称	
宿泊施設の名称	

2025年11月分

日付	課税非対象	課税対象		課税非対象	宿泊税額
	8千円未満 宿泊数	8千円以上 2万円未満 宿泊数	2万円以上 宿泊数	課税免除 就学旅行等	
1					0
2					0
3					0
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
11					0
12					0
13					0
14					0
15					0
16					0
17					0
18					0
19					0
20					0
21					0
22					0
23					0
24					0
25					0
26					0
27					0
28					0
29					0
30					0
31					0
	0	0	0		0
	0	0	0	0	0

素泊まり税別の金額となります。

宿泊日ごとの宿泊税額を記入してください。

各区分ごとの宿泊者収数を記入してください。

- ※ 本様式は参考までに作成しておりますが、任意様式で結構です。
- ※ 宿泊税徴収原簿は、宿泊税納入申告書に添付し提出して下さい。
- ※ 宿泊税徴収原簿は、毎月作成の上、5年間保存願います。宿泊者がいない月があっても、そのことが分かるよう作成願います。
- ※

北海道						宿泊税領収証書
赤井川村						
市区町村コード						
0	1	4	0	9	5	

宿泊税特別徴収義務者登録
通知書記載の指定番号を記
入してください。

口座番号				加入者名			
				赤井川村会計管理者			
年 度		年 度					
申告年月		申告区分		指定番号			
		申告・更正・決定					
納 入 金 額	税 金						
	延滞金						
	加算金						
	合計額						
納 期 限		年 月 日					
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称							
上記のとおり領収しました。				領 収 日 付 印			

申告年月を記入してくだ
さい。

申告納入すべき宿泊税額を
右詰で記入してください。

申告納期限を記入してく
ださい。(翌月末日)
令和7年10月分であれば、
令和7年11月30日となりま
す。

特別徴収義務者の住所及び
氏名(法人の場合は所在地
及び名称)を記入してくだ
さい。

金融機関等窓口で、「領
収日付印」を押印の上、
領収証書をお渡しします
ので、大切に保管して下
さい。

(納入者保管)

※申告納入期限の特例(3ヶ月に1度の納入)を受けている場合でも、1ヶ
月分ごとに作成して下さい。

3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていないくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

(2) 還付

(1)の場合において、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- 納税義務者が破産、整理等の法的手続きに入り支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 納税義務者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

(3) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に村税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(4) 納入義務免除・還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、村税務係にお問い合わせください。

4 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内とされています。(申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

宿泊税の特別徴収義務者が赤井川村内に住所及び事務所等(以下「住所等」といいます。)を有していない場合、特別徴収義務者は「納税に関する一切の事務を処理」させるため、原則として村内に住所等を有する者を代理人(この代理人を「納税管理人」といいます。)と定めて村長に申告しなければなりません。

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆様に帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存をしていただくこととしています。

特別徴収義務者(宿泊施設の経営者)は、21ページ記載の「帳簿(宿泊税徴収原簿)」を参考に必要事項を記載し、5年間保存してください。また、売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額等が記載されているものは2年間保存してください。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、赤井川村の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定通知書」により、納付すべき税額及び納入期限(指定納入期限)を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

「宿泊税納入申告書」の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。【更正による不足税額の10%】

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分については、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

- ① 期限後に「宿泊税納入申告書」の提出があったとき。【申告税額の 15%】
 - ② 「宿泊税納入申告書」の提出がないために決定があったとき。【申告税額の 15%】
 - ③ ①②の場合について、更正があったとき。【更正による不足税額の 15%】
 - ④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。【申告税額の 5%】
- ※ ①～③の場合で、納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。
- ※ ④の場合において、その期限後「宿泊税納入申告書」が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

- 事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき。
 - ① 過少申告加算金に関するもの【過少申告加算金 10%に代えて 35%】
 - ② 不申告加算金に関するもの【不申告加算金 15%に代えて 40%】
- ※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合にさらに 10%加算されます。

6 延滞金

- ※ 延滞金を算定する場合、滞納額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その全額が 2,000 円未満であるときは、延滞金はありません。
- ※ 延滞金の割合は、「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合(以下、「特例基準割合」という。)を計算の基として、納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%を上限)となり、納入期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

7 審査請求

赤井川村長が行った処分について不服があるときは、審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除(還付)の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消等

(2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内にしなければなりません。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、赤井川村に対して提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

2 特別徴収義務者徴収奨励金

(1) 交付の目的

徴収奨励金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象期間及び交付時期

徴収奨励金の交付対象期間は、3月分から翌年2月分までとし、その交付時期は、交付対象期間の末日の属する会計年度の翌年度(以下「交付年度」という。)です。

ただし、令和7年度(2025年度)における対象期間は、令和7年(2025年)11月分から令和8年(2026年)2月分までです。

(3) 交付の基準及び交付率

基準		交付額
1	交付対象期間すべての宿泊税を納期内完納した場合	納期内完納税額×2.5%
2	1の期間において、1ヶ月でも納期内完納していないとき	納税額×2.0%
3	1, 2の場合で、加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けたとき	納税額×1.5%